

平成 18 年松本市議会 9 月定例会市長提案説明
(平成 18 年 9 月 4 日 午後 1 時)

本日ここに、平成 18 年松本市議会 9 月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には、おそろいでご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

先ず初めに、この 9 月 1 日、多くの長野県民の期待を担ってスタートした、村井県政に関連して、若干申し上げたいと存じます。

去る 8 月 6 日に行われました長野県知事選挙は、2 期 6 年にわたる田中県政の是非を問うとともに、今後の長野県の方針を占う意味でも、極めて重要な選挙であり、県民の関心も高く、また、全国的にも注目された選挙でございました。

ただ結果的には、あまり具体的な政策論争はありませんでしたが、最終局面として、長野県民は、田中県政の継続ではなく、村井知事を今後の長野県の新たなリーダーとして選択したわけであり、このことは、県民は新たな視点による県政展開を望んだ結果であると、認識致しております。

この場をお借りして、村井新知事に対し、改めて心からお祝いを申し上げたいと存じます。

また、田中康夫前知事におかれましては、この 6 年間、長野県政発展のため、様々なご苦勞をいただきましたことに対し、改めて深く敬意を表するとともに、「本当にお疲れ様でした」と申し上げたいと存じます。

さて、村井新知事による新たな長野県政が、この 1 日からスタートをしたわけですが、現在の長野県は、極めて多くの懸案事項を抱えており、村井知事には就任当初から厳しい舵取りを強いられることとなります。

知事におかれましては、一日も早く長野県政の実態を詳細に把握分析され、選挙期間中に示された言動に沿い、着実な歩みをもって取り組んでいただきたいと思っております。

一方、今回の選挙において村井知事を支援された皆様には、それぞれのお立場から、多種多様なご要望などがあるかとは存じますが、当面は、村井知事ご自身が、自らの判断のもと、自由にそのお力を発揮できるような環境づくりに、心掛けることが肝要かと存じます。

どうか村井知事におかれましては、県民の目線に立って、これま

での「田中県政」でもなく、また、「かつてのような県政」でもない、新たな「県民による県政」を目指し、時代に即した県政運営に当たっていただくことを、切に、ご期待申しあげる次第でございます。

次に、松本市が直面しております懸案事項について申し上げます。

まず、8月8日から12日にかけて、四賀地区で開催いたしました、市民懇談会について申し上げます。

この懇談会は、四賀地区町会連合会から早急に市民懇談会を開催してほしいとの要請を受け、地区内の4会場において実施したものでございます。

各会場では、冒頭、私から、松本・四賀直結道路の断念に至った経過や理由をご説明し、幅広い「まちづくり」や「地域づくり」に関する建設的なご意見、ご提言を頂戴したい旨、お願いを申しあげました。

4会場を合わせ、約260人の皆様にご参加をいただき、限られた時間ではございましたが、約60人の方々からご発言があり、改めて、四賀地区住民の皆様の「まちづくり」や「地域づくり」に寄せる高い関心と、熱い情熱を感じることができました。

私としましては、この懇談会を通じて、「直結道路の断念」に関する経過と理由につきましては、四賀地区の皆さんから、一定のご理解を得られたのではないかと考えております。

今後は、地域住民の皆様からいただいたご意見、ご提言をも踏まえたうえで、「地域づくり」の観点から、地区住民の皆様の想いを実現するための施策について検討したうえで、議会にもご相談申しあげながら、粛々と進めてまいりたいと考えております。

次に、松本市の観光戦略への取組みについて申し上げます。

観光を「21世紀のリーディング産業」と位置付け、商工業、農林業、教育文化、医療福祉など、あらゆる分野を網羅した総合的な戦略をたて、「観光都市松本」として観光問題に本格的に取り組むため、平成16年11月に、観光戦略本部を設置し、今日まで松本市の今後の観光戦略プランの策定に取り組んでまいりました。

昨年12月定例会には、中間報告をさせていただきましたが、庁内を始め、市民の皆さん、また、議会からも様々なご意見をいただきながら、この度、「松本市の観光戦略」としてまとめましたので、今会期中に、議会にご報告させていただく予定でおります。

この観光戦略の概要は、「観光地をつくる」のではなく、「生き

活きと誇りのもてるまちづくり」を観光戦略のビジョンとし、従来型の観光を脱却し、「市民の時代」を始め、時代に即した6つの柱を基軸とした「基本戦略」と、地域別に14の「個別戦略」を示したうえで、戦略実現のための方策として、97の戦術を掲げております。

また、97の戦術から23項目を抜き出して、具体的な実践提案である「アクションプラン」としてまとめ、「松本市100年ブランド」の創造発信に取り組むこととしております。

今後、この基本戦略の戦術化及び実行につきましては、市民の皆様を始め、様々な企業並びに団体と協働し、多種多様な産業分野と連携を図りながら、取り組んでまいりますので、引き続き、議会の一層のご協力をお願い申し上げます。

次に、市制施行100周年記念事業の取組みについて申し上げます。

記念事業につきましては、節目ごとに議会にご相談申し上げながら、開催に向けて準備を進めているところでございますが、議会からもご指摘をいただきました、松本市の地域特性を活かすとともに、地域経済の活性化につながる文化イベントの開催につきまして、検討してまいりました。

その結果、仮称ではありますが、「ウィーン展」を開催してまいることといたしましたので、この場をお借りしてその概要を申し上げたいと存じます。

このイベントは、古くから松本市とも少なからぬ因縁のあります、ウィーンを都に、ヨーロッパに君臨し、栄華を極めたハプスブルク家の皇帝の夢とロマンを紹介するものでございます。

本展覧会では、松本城においては西欧の甲冑と日本の鎧兜、また、城下見取図の比較展示を行うほか、博物館では、ハプスブルク家の象徴として知られる「シェーンブルン宮殿」に伝わる王家の秘宝や日本とオーストリアとの文化交流を紹介することとしております。

我が国とオーストリアの間では、これまで芸術・文化、学問、技術分野を始め、各分野において交流が行われておりますが、その歴史を振り返りますと、1873年、明治6年にウィーンで開催されました世界万国博覧会に、日本が初めて参加をしております。

そして、松本市におきましては、当時、競売された松本城天守をウィーン万国博覧会のミュージアムのように、恒久博物館にしたいと市川量造が建白し、博覧会を開催して、天守を買い戻したという

因縁もございます。

また、この機会に、「国宝松本城」を後世に伝えていく意義を、市民の皆様とともに改めて考えてみたいと思っております。

開催期間は、観光シーズンとなる6月から8月までの3カ月間を予定しております。

特に、7月には記念事業として、「日本のまつり」という大型イベントも生まれ、また、来年は、長野県と観光エージェントが連携して取り組む、観光キャンペーン「日本の旬」、「杜の賑わい」が計画されておりますので、この「ウィーン展」を100周年記念事業の目玉と位置付け、松本市への観光誘客を全国に向けて発信する、観光キャンペーンに取り組んでまいり所存でございます。

次に、中心市街地の活性化に関連して申し上げます。

いわゆる「まちづくり3法」の見直しの中で、このたび改正されました、「中心市街地の活性化に関する法律」が、8月22日に施行されましたことにより、これからの中心市街地は、人々が暮らしやすい、コンパクトなまちづくりによって、賑わいを生み出し、活性化を図ることが求められており、先の議会でも、ご議論いただいたところであります。

申しあげるまでもなく、中心市街地は、その都市の歴史、文化、産業が集積した「まちの顔」とも言うべきものであり、特に、古くから城下町として発展してきました本市におきましても、その活性化が大変重要な課題となっております。

今まで松本市では、平成11年3月に策定した「中心市街地活性化基本計画」に基づき、都市基盤の整備や商店街活動活性化事業など、ハード及びソフトの両面から、中心市街地の活性化を図ってまいりました。

しかし、今後は、改正法の趣旨に基づき、商業振興だけではなく、超少子・超高齢社会への対応や、まちなか居住の促進、地域コミュニティの再生、また、歴史・文化・伝統などを含めた地域資源の有効活用など、様々な観点から、活性化に向けたまちづくりを進めていくことが必要となっております。

こうした経過の中で、この度、中心市街地活性化の取組みについて、国の内閣府に置かれた「中心市街地活性化担当室」が実施する診断・助言事業に応募いたしましたところ、松本市が全国70団体の中から選定された11団体の一つとなりました。

これを受け、この9月から、これまでの中心市街地活性化の取組

みに対して、国の検証が行われることになっております。

従って、本市といたしましては、この診断・助言事業の結果などを踏まえつつ、議会ともご相談しながら、更なる「中心市街地の活性化」並びに「まちづくり」に、積極的に取り組んでまいり所存でございます。

それでは、ただいま上程されました議案につきましてご説明を申し上げます。

本日提案申しあげました議案は、条例 2 1 件、予算 6 件、決算 2 件、契約 1 件、道路 1 件、その他 2 件のほか、急を要し専決処分をいたしました訴えの提起 1 件の計 3 4 件となっております。

まず始めに、条例について主なものを申しあげますと、児童館条例など、施設の管理方法を指定管理者制度に移行するための条例改正 1 2 件のほか、健康保険法等の改正に伴う福祉医療費給付金条例など、法律改正に伴う条例改正 5 件、市営駐車場に自動 2 輪車等を駐車させるための条例改正 2 件などを提出しております。

次に、予算についてでございますが、補正予算の説明に先立ちまして、現在のわが国の経済動向について、若干申し上げます。

わが国の経済は、世界経済の着実な回復が続く中、平成 1 8 年度には、企業部門並びに家計部門ともに改善が続き、平成 1 9 年度においては、自律的かつ持続的な経済成長が実現されるものと予測されております。

しかし、他方で、米国経済の減速や、原油・原料価格の上昇、また、金利の動向など、不安定要素もみられることにより、今後の景気動向には留意する必要があるとされています。

一方、地方財政を取り巻く情勢は、確かに景気回復が遅れていた地域経済に明るさが見えてはきたものの、他方で地域間格差が拡大し、地域が自らの創意工夫によって、独自に新しい成長の方向を見い出す努力も必要とされ、引き続き厳しい状況にあります。

このような現況を踏まえ、市政執行のうえでも、地域経済の活性化を図ることが大きな課題であるとの認識に立って、9 月補正予算の編成に当たりましては、地域経済の振興の一助といたく、来年の市制施行 1 0 0 周年に向けた環境整備に係る建設事業費を計上したところであります。

また、7 月の豪雨により発生した被害に早急に対応するため、災害復旧に要する経費の大半を、この度の補正予算で措置することといたしております。

補正予算の規模といたしましては、一般会計で25億8,070万円、特別会計では、簡易水道事業特別会計など4つの特別会計で12億6,564万円、また、企業会計では、水道事業会計で2,745万円のそれぞれ追加となっております。全会計での補正後の予算規模は、1,624億7,767万円で、前年同期と比べ0.2%の増となっております。

補正の主な内容につきましては、7月の豪雨による被害の復旧費のほか、先ほど申しあげました、市制施行100周年を迎えるための環境整備として、中心市街地の公衆トイレの改修を行う経費のほか、「産」、「学」が連携して行う、新たな技術並びに産業開発の共同研究に対する補助制度の創設、また、観光とまちづくり関連団体が連携して、松本市の観光戦略を研究及び具体化するための新たな事業に係る経費を計上しております。

また、「3Kプラン」として推進しております、子育て世代への経済的支援としまして、18歳未満の子どもを3人以上育てている世帯に、買い物割引パス券を交付する「わいわいパス事業費」や、小学生に地元食材を配布し、「家族団らん手作り料理を楽しむ日」を普及するための経費、また、危機管理対策として、市役所本庁舎の耐震補強工事の経費を計上しております。

水道事業会計では、危機管理の充実と維持管理業務の効率化を図るため、四賀及び梓川地区の主要施設に非常用警報装置を設置するための経費、並びに7月豪雨による梓川地区の復旧経費等を計上しております。

次に、平成17年度決算について申しあげます。

平成17年度の一般会計と17の特別会計を合わせた決算総額は、歳入が1,436億2,947万円、歳出が1,408億1,529万円となっております。

形式収支は、28億1,418万円、また、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は、22億7,783万円のそれぞれ黒字決算となりました。

このうち、一般会計につきましては、歳入が882億2,023万円、歳出が862億9,087万円となり、形式収支は、19億2,936万円、また、実質収支は13億9,301万円のそれぞれ黒字決算となりました。

一方、特別会計では、繰上充用を行った老人保健及び城山保健医療施設事業の2会計で赤字決算となりましたが、残る15の会計は、

黒字若しくは収支均衡の決算となりました。

昨年度のがわ国の経済は、年度半ばには、それまでの弱い動きを脱し、企業部門の好調さが家計部門に波及し、民間需要中心の緩やかな回復が続いた結果、17年度の国の税収は、所得、法人、消費の基幹3税目がそろって前年度を上回り、中でも法人関係税は、景気回復による企業業績の伸びを反映し、税収は、国、地方とも前年度を上回っております。

しかし、地方財政においては、引き続き、極めて厳しい状況にある現状を踏まえ、歳出総額の計画的な抑制、事業の重点化や効率化が求められる一方、国の三位一体改革による地方への税源移譲が進められる中で、地方が自らの責任で真に住民に必要な行政サービスを自主的に、また、効率的に執行していかなければなりません。

このような情勢のもとで、松本市の行財政運営につきましては、一貫して「計画行政の推進」と「健全財政の堅持」に努めながら、魅力ある都市づくりに向け、諸施策を推進してまいりました。

特に、平成17年度は、「平成の合併」の初年度として、「新たな松本のまちづくり」を目指し、第7次基本計画に掲げられた諸施策の実現と、市制施行100周年に向け、市民の生活・文化の向上による、魅力あるまちづくりを推進するため、計画的かつ着実な財政運営に努めたところであります。

次に、公営企業会計の決算につきましては、まず、水道事業会計では、1億3,900万円、下水道事業会計では、2億100万円のそれぞれ利益金が生じ、水道事業は4年連続、そして、下水道事業は5年連続の黒字決算となりました。

また、合併に伴い、新たに設置されました、会田病院事業会計では、303万円の利益金が生じ、黒字決算となる一方、上高地観光施設事業におきましては、2,538万円の赤字決算となっております。

企業会計におきましても、依然として厳しい経営環境ではありますが、さらなる企業努力に取り組み、経営基盤の確立に努めてまいり所存でございます。

その他の議案といたしましては、市営住宅寿団地A-3棟新築主体工事の請負契約の締結、市道関係1件、村井巾下土地区画整理事業に伴う字の区域の変更、庄内土地区画整理事業に伴う町の区域の変更を提出しております。

また、報告案件といたしまして、市有財産の売払いに関し、売り

渡した相手が不正な手段で申請を行ったことが判明したため、所有権移転登記の削除を求める訴えの提起について、去る8月21日付けで専決処分をいたしましたので、報告を申しあげております。

そのほか、議案以外のものといたしましては、松本市が資本金の2分の1以上を出資しております法人の事業報告等11件のほか、市長の専決処分事項の指定にかかわる報告2件をそれぞれ報告いたしております。

また、今会期中には、名誉市民の決定及び人権擁護委員の推薦についてお願いする予定でございます。

以上、本日提案いたしました議案等についてご説明を申しあげましたが、予算に関しましては、財政部長から、また、決算につきましては、収入役及び上下水道局長から補足説明をさせますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

(以 上)